

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
 氏名 株式会社フジ
 代表取締役 山口 普

電話番号 082-535-8500

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

| | | | |
|-----------------------------------|----------------|---|-------------------------------|
| 循環事業者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 株式会社パブリック 代表取締役 三野 輝男 | |
| | 住所又は所在地 | 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1 | |
| | 事業場の所在地 | 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1 | |
| 規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無 | | 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 県内に搬入しようとする産業廃棄物 | 一般的な名称 | 廃梱包材 | |
| | 種類 | 廃プラスチック類 | |
| | 性状 | 固形状 | |
| | 1年当たりの最大搬入量 | ① 35t/年 ② 35t/年 ③ 130t/年 | |
| | 排出事業場 | 名称 | ① マルナカ貞光店 ② マルナカ美馬店 ③ マルナカ脇町店 |
| 所在地 | | ① 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 33 番 1 ② 徳島県美馬市美馬町字八幡 1 4 3 - 2 ③ 徳島県美馬市脇町字拝原 1711-1 | |
| 当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 | | 小売業 店舗から排出される廃梱包材 | |
| 当該産業廃棄物を運搬する者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 株式会社 パブリック 代表取締役 三野 輝男 | |
| | 住所又は所在地 | 香川県観音寺市大野原町福田原 2 4 1 番地 1 | |

(裏面)

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| | 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路 | ① 排出事業場→国道192号線→国道438号線→美馬IC→徳島道→高松道→大野原IC→国道11号線→県道240号線→県道241号線→(株)パブリック ② 排出事業場→県道12号線→国道32号線→国道377号線→(株)パブリック ③ 排出事業場→国道193号線→脇町IC→徳島道→高知道→高松道→大野原IC→国道11号線→県道240号線→県道241号線→(株)パブリック |
| 県内搬入計画 | 放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入 | 有 ・ 無 |
| | 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置 | バックカー車を使用し、後方のカバーをロックしたのを確認し、飛散の防止を図り、周辺的生活環境に支障が生じないように搬入する。 |
| | 県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先 | 総務部 綾田佳史 : 087-804-3500 |
| | 搬入開始予定年月日 | 年 月 日 |
| 規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合 | | |
| 当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域 | | — |
| 当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由 | | — |
| 参 考 事 項 | | |

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。